

「あさぎり町」が実施している「子ども医療費助成事業」の
新規受託について(お知らせ)

- 1 あさぎり町子ども医療費助成事業の公費負担者番号
「80.43.231.3」

- 2 医療費助成事業の対象者
満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者
ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上は対象外(償還払い)とする
また、入院も対象外(償還払い)とする

- 3 自己負担額
なし

- 4 対象医療機関等
熊本県内の保険医療機関等

- 5 助成事業の受託開始時期
令和6年1月診療分から

- 6 その他
 - (1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容(対象年齢、自己負担等)が異なりますので、窓口において受給者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
 - (2) 医療費助成事業の新規受託に伴い、現在ご使用の医事システムに支障のないよう、必要に応じて変更等をお願いいたします。